

令和7年度修学に要する費用(前期)の  
納入猶予に関する確認書

令和7年4月 日

関西総合リハビリテーション専門学校長 様

学科・学年 \_\_\_\_\_ 学科 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

連帯保証人 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

(注) 署名は必ず本人が自署し、それぞれの印を  
重ならないように押印してください。

私は、令和7年度修学に要する費用(前期)の納入猶予を受けるにあたり、授業料減免・修学に要する費用の納入について、下記の事項について確認しました。

1. 授業料減免・修学に要する費用の納入方法について

9月初旬に発行される振込用紙(授業料減免額を差し引いた修学に要する費用の額)により納入する。

2. 納入期限

令和7年9月30日(火)

3. 学籍異動(休学・退学)があった場合について

令和7年前期中途で休学した場合や退学して学籍がなくなった場合も、令和7年度修学に要する費用(前期)の支払い義務は無くならない。授業料減免額は、在籍区分が在籍(休学・退学は除外)の月数分となる。

4. 令和7年の在学採用で日本学生支援機構給付奨学金と授業料減免を申請した学生の内、高等教育の修学支援新制度の支援対象者とならなかった場合について

「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免認定結果通知書」により、認定対象ではないことが通知された場合は、通知を受け取ってから1か月以内に令和7年度修学に要する費用(前期)を納入しなくてはならない。

事務長	担当者